令和４年度第２回品川区障害者差別解消支援地域協議会　議事要旨

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 令和５年２月１３日（月）　午後１時３０分～午後３時 | | | | |
| 開催場所 | 品川区役所第二庁舎　２６１・２６２会議室 | | | | |
| 出席者 | 近藤会長、 | 中村副会長、 | 紙子委員、 | 吉澤委員、 | 木下委員、 |
| 佐野委員、 | 中村委員、 | 伊藤委員、 | 大串委員、 | 大塚委員、 |
| 松木委員、 | 原委員、 | 大原委員、 | 島委員、 | 島崎委員、 |
| 佐藤委員、 | 菊地委員、 | 寺島委員、 | 三輪委員、 | 伏見委員、 |
| 庄田委員 |  |  |  |  |
| 欠席者 | 松井委員、 | 安藤委員 |  |  |  |
| 議題 | １．開会  ２．障害者差別解消支援地域協議会の趣旨・目的  ３．障害者差別解消支援地域協議会に対するご意見・ご要望等について  ４．今後の障害者差別解消支援地域協議会の進め方について  ５．閉会 | | | | |
| 配布資料 | 資料１　障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン（抜粋版）  資料２　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針  資料３　障害者差別解消法に係る裁判例に基づく事例検討について  参考資料　委員名簿 | | | | |

＜議事概要＞

**１．開会**

　○障害者施策推進課長挨拶

　○近藤会長、中村副会長挨拶

　○新任委員の紹介・挨拶

**２．障害者差別解消支援地域協議会の趣旨・目的**

　○資料１について、近藤会長より説明

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 資料１の「地域協議会は何をするのですか」と書かれているところを、最初に皆さんと一緒に振り返りができればと思います。  品川区の障害者差別解消支援地域協議会ですけれども、これは差別解消法に基づいて設置されるもので、これを絶対やりなさいみたいに法律で決まっているわけではありません。ただ、内閣府のほうで、実施すべきことについて想定されることが、ここに書かれています。一つ一つ、簡単に振り返ってみようと思います。  ①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有  例えば、商店街の中で障害者への対応に課題があるような問題が起こったときに、区役所が何か勝手に、これは商店街にこんな問題があるからこういうふうに対応しましょうと決められるかというと、そういう問題ではありません。この商店街の問題というのをみんなで協力して、差別が起こらないような、もしくは合理的配慮が提供できるような体制をつくっていけるのか、地域全体で考えていかなければいけないことになります。そのために、皆さん委員としてお集まりいただいているということです。本当に様々な立場の人たちが連携しながら、障害者差別に関係する課題を、事案を共有して解消していこうということです。２段落目の「ケーススタディとして共有し、」と書かれているところがポイントです。ある一つの実際に起こった事案に基づいてある程度詳しい情報を共有しながら、一つ一つの詳しい事例に基づいて内容を共有していきましょうということです。  ②関係機関等が対応した相談に係る事例の共有  それぞれの関係機関が、受けた相談事例をこの場で共有していきましょうということです。それぞれでいろいろな考え方、物事の捉え方があると思いますので、相談の事例をしっかり共有することで、私たちのまちの中ではこういうふうに障害のある人たちがどんどん参加できる社会をつくっていきたいという考え方を共有していくことになります。  ③障害者差別に関する相談体制の整備  例えば、不当な差別的取扱いを受けたとか、合理的配慮をむげに断られてしまった事案が起こったときに、どのような流れで相談していけばいいのか、法律で決まっているわけではありません。では、この品川区の中でそれをどうしていこうかということをしっかり協議してみてはどうですかと書かれています。  ④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析  それぞれ委員の皆さんの取り組みの中で、障害者差別の解消に役立つ取り組みをみんなで共有して集めて、どのような効果があったのか、もしくは課題があったのか、ここで話し合ってみてはどうでしょうかということが書かれています。  ⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押  　し  差別解消法が求めている事業者による合理的配慮の提供について、本当にむげに断られてしまうとか、あとは障害があるということを理由にして機会提供してくれない場合、それを解決する後押しすることがこの協議会に期待されているということです。ここは、法廷ではないので、「この人が正しかった」「こっちは間違っていた」と決められる場所ではもちろんないです。ただ、まちの中の様々な関係者が集まっているので、その解決方法を一緒に考えていく、助言していくことが、この協議会に求められています。  ⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発  ここの会議の中だけでいろいろなことを話しても、合理的配慮の考え方がまちの中に広がっていくことはないので、しっかり理解啓発するということもこの協議会が中心になって進めていくということが書かれています。  ⑦個別の相談事案に対する対応  個別に相談がこの協議会に対してあったときに、私たちがこの協議会の中でその解消に向けて様々な調整を行う委員会をつくって関わっていくということもできます。  ⑧その他  今挙げたことをどんどん機能として高めていくような取組をやってみてもいいといったことが書かれています。 |

　○資料３について、近藤会長より説明

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 差別事案が今後起こってきたときに、私達がそれにどう関わるかの参考として挙げてみました。どのような事例か簡単に説明させていただきます。  スーパー銭湯に車椅子を利用されている方が来られて、車椅子のまま風呂に入りたいというお願いをしました。ところが、スーパー銭湯の方がそれはできないということで入浴を拒否した。その車椅子の方が、合理的配慮の不提供だったのではないかということで、そのスーパー銭湯を訴えられたという例です。  では、どのような判決になったかというと、それは不当な差別的取扱いではないと判決されたという事例です。  判決の要旨を見ると、銭湯の側は、銭湯を利用する全てのお客さんの安全面や衛生面に配慮する義務を有しているため、従業員が車椅子のまま浴場内に入るということを拒否したのは、やむを得ないと言わざるを得ないのではないか、これは不法行為というべきではないだろうという判断をしたということです。  また、現時点では車椅子を使っている人が浴場に入っていくということに対して、そのスーパー銭湯の側がとるべき措置について、こうするべきということが決まっていないので、直ちにこれは不法行為とは認めにくいところがあると書かれています。  ただし、こうした状況がそのままになっているのがいいことかというと、そういうことでもありません。ほかの法令の規定を見ながら、公衆浴場を経営している事業者が、公衆浴場を利用する車椅子利用者に対しての配慮をしっかり決めていく。そのために努力していくということが求められるのではないかと、判決として書かれていました。  この判決の意義と特徴というところも書かれていますけれども、１点目に事業者側によって不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の判断に際して、参考になるのではないかと考えられると書かれています。  ２点目に、事業者側、スーパー銭湯の側は入浴配慮の手段や方法について、柔軟な対応が求められており、仮に入浴配慮が過重な負担に当たると判断した場合には、車椅子利用者にその理由を説明することが求められる。スーパー銭湯の側が、従業員が入浴の介助みたいなことをするというのは過重な負担だとスーパー銭湯側が判断したのであれば、簡単に断るのではなくて、こういう理由があって、そうしたことができない状況があるという説明が求められると書かれています。 |

　○資料２について、近藤会長より説明

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | この資料３に関係して、皆さんに新しく共有したいと思うものが、資料２「基本方針」です。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針で、差別解消法の基本的な考え方について、どういうふうに対応していけばいいか国の考え方が示されているものです。  差別解消法が求めることは、合理的配慮を事業者側が提供するということです。差別解消法は、障害がない人に提供されているサービスが、障害がある人に対して提供されないということはなしにしてくださいという法律です。  合理的配慮というのは面白い特徴があって、一つは柔軟に対処しなければいけないということです。一人ひとりニーズが違うところに事業者側が何らかの形の変更や調整というのを行う必要があります。  ただし、合理的配慮は、必要かつ適当な変更及び調整で、かつ合理的な、過重な負担を課さないものとされています。合理的配慮を提供することが過重な負担になっていた場合、合理的配慮の不提供に当たらないと書かれています。  では、どこからが過重な負担なのかということは、明確には示されていません。ケース・バイ・ケースで、関係者で考えていかなければいけないことになります。  ただし、障害のある側が、合理的配慮を求めているのに、事業者側が過重な負担だと言って提供されなかったということに不服に思うことがあるわけです。そういうときに、こういう協議会やいろいろな場所に、これは合理的配慮の不提供、否定だったのではないかと言って相談ができるようになっているということです。  国としては、過重な負担の基本的な考え方を簡単に示しています。  「過重な負担の基本的な考え方、過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」  ポイントは、その一人ひとりの事例ごとに、以下に挙げられている要素を考えながら、総合的にかつ客観的に判断してくださいという点です。  「行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」合理的配慮を提供してくれませんかと本人が言っているのに、それは過重な負担だから無理ですと言って簡単に蹴ってしまったとしたら、それだけで紛争になってしまいます。事業者サイドが、実はこういう理由があって、できないのだけれども、御理解いただけないだろうかと説明することをしっかりやってくださいということが書かれています。  では、その「以下の要素等を考慮し」と書かれている、以下の要素が何かというと、５つ挙がっています。  ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）  　　例えば、大学入試でやりたいことは、入試問題の中に書かれている内容を受験生がちゃんと理解できて答えることができるかを測りたいというものです。ところが、合理的配慮としてこの問題を簡単にしてくださいって言われてしまった場合、事務・事業が成り立たなくなってしまいます。事務・事業への影響の程度というのは、それぞれのケースで、その本質が何かを考えた上で議論しなければなりません。  ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）  例えば、車椅子の学生が３月に合格発表が出たので、４月までに全ての建物にエレベーターをつけてくださいとお願いされたら、お断りすることは当然あります。授業に参加できず困るとしたら、教室変更し、それでどうだろうかという相談を障害のある学生とします。そして、それでいいと思ってくれたら、合理的配慮の成立というふうにお互いに理解するということです。それでは納得できない場合はもう１回また相談します。  ③費用・負担の程度  実現するには膨大なコストがかかり過ぎる時には、過重な負担として合理的配慮とはならないこともあります。  ④事務・事業規模  例えば、大きな会社が運営している施設なのに、ちょっとした配慮も過重な負担だと言われてその会社から簡単に断られてしまったとしたら、世の中の全てのことが過重な負担になってしまいます。事業規模が大きいところは、できることも大きいと考えていいのではないかという意味です。  ⑤財政・財務状況  合理的配慮を行うと、その内容によっては財政的に対応できずに潰れてしまうというような話だと、合理的配慮をすぐには提供できないことになります。  これらのことは日々の中で小さいことがたくさん起こってきていると思います。その中で常にベストな、こうやれば絶対解決できるみたいなことはないわけですけれども、どうしてもその当事者間で合意形成ができなかった、紛争が起きたというときには、こういう協議体が関わりながら、いい形にしていくためにはどうしたらいいかということを議論しましょうというところです。  一つだけ私のほうで挙げたいポイントとして、情報の細かさということです。ある程度の状況が詳しく分かる情報はみんなで共有して、ではどうしたらよかったのかということをみんなで話し合いたいと思っています。 |

**３．障害者差別解消支援地域協議会に対するご意見・ご要望等について**

　○各委員からの意見

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 委員の皆様に御意見をいただきたいと思います。 |
| 委員 | キャラバン隊といって理解啓発の運動をしている地域があります。小学校３年生とか４年生の学級で、１カリキュラムの中で自閉症というのはこういう人たちで、みんなとは違った見え方、聞こえ方をしていたり、この手の感覚とかも軍手をして細かい作業をしてもらって、こういうことを困っているというのを、子供たちにプレゼンしているところがあります。  東京都の育成会もイベント等で理解啓発を子供たちに提供したいなというのはありますが、人手も時間もないというのが実情です。また、合理的配慮の提供ですけれども、娘が成人式の写真を撮ったのですが、途中で着物着るのが嫌だと暴れたら嫌だなと思いながらも、思い切って電話をしたところ、「娘さんに対する情報を共有していきましょう」と言われて、３回も４回もメールをやり取りして当日に挑みました。結果としてはとてもよかったのですけれども、先ほどの資料３で、このスーパー銭湯に行った人も突然行って合理的配慮を提供しろと言ったとしたら、突然来られてもほかにお客さんいっぱいいるし困っちゃうよねと思ったりもするので、やっぱり障害者の側も理解してもらいたいこととか前もって言っていくことが大切で、障害のある側も努力しなくちゃいけないということを皆さんと共有していきたいなと、この事例を見て思いました。 |
| 委員 | この協議会に期待することということで、やっぱりケーススタディを活発にできることだと思います。ただし、それには具体的な問題提起が吸い上げられてこないと、なかなかここの協議会の場で議論ができないのかなと思います。なので、その吸い上げられるような仕組みがまず必要なのかなと思っています。  私の娘は重度の重複障害で車椅子を使っておりますし、全介助で医療的ケアも必要なので非常に使える社会資源というのが限られ、どんどん狭まってきているわけです。ただし、いろいろやらせたいこと、本人のやりたいことはたくさんあって、例えばプールにしても温水プールが品川区にも幾つかありますが、どれも使えません。使うためにはまず親が行ってみて、車椅子でどこまで入れるかというのを自分で確認します。要するに、このスーパー銭湯の例と同じように、いきなり連れていっても駄目だということは分かっていますが、親としてどこまでできるのか。ここだけ手伝ってもらえればできるのではないかとかリサーチするわけですが、もうかなり無理かなということです。駄目だということで終わってしまっている場合がきっとたくさんあると思うので、そういうことが出せるような仕組みが欲しいなと思っています。 |
| 委員 | 私のところは重度の知的で、今までは学校も行かれなかったのが何年か前から養護学校にも行かれるようになって大変ありがたいことであって、それでもやはり地域で暮らしたいと思っても通える場所もなかったのが、今、心身障害者福祉会館等へ通わせてもらっている。  だんだんと体が大きくなっていくにつれて、入所の施設を選ぶ方がぽつぽつと出てきました。そういう点で品川区の施設だけでは間に合わなくて地方の施設にお世話にならなければならなくなった。ありがたいですけども、やはり親が年取ると最後までは面倒見切れないというところがありますので、その辺でもう少し地域で暮らせることができるのかなということを、願いとともに地域にもう少し理解を求めながらやっていきたいなと思っております。 |
| 委員 | 視覚障害者の立場からちょっとお話をさせていただきます。視覚障害者は、最近では住宅を借りるとき、火事を出しやすいという客観的なデータはないにもかかわらず、偏見とか、そういったことで貸してくれないということがあります。あと、盲導犬ユーザーですと、盲導犬はあんまり衛生的ではないということで入店を断られたりする例もあります。盲導犬ユーザーというのは、とても盲導犬に関しましては清潔に気を遣っているのですが、そういう偏見もあります。それから、最近は大分減ってきましたが、窓口等で相談しているのは私自身なのに、私のほうを見てくれないケースが結構あります。これ見えなくても感じます。この辺をちょっと感じたりするので、発言させていただきました。ありがとうございました。 |
| 近藤会長 | 追加でお伺いしたいのですけれども、これまで不当な差別というか、断られてしまうみたいなことがあったときって、ちょっとこんなことがありましたということを、個人として意見を上げられた方はいましたか。 |
| 委員 | 紛争にまでなったということはないのですが、法律相談なんかに行く機会はあったりはしても、紛争とか訴訟までは行ってないと思います。 |
| 近藤会長 | ありがとうございます。  今のようなケースがこの協議会のほうに上がってくる形ができるといいのかなと思いました。 |
| 委員 | 例えば、アパートを借りるときに聞こえないので大家さんから断られるということが昔はありました。今は変わったのかどうかはちょっと分かりません。 |
| 委員 | 実際に経験したことでちょっとお話だけさせてください。１点目は松葉づえをついている障害者だったのですが、たまたま都営住宅に住んでいて、足が衰えて車椅子になった。ところが、都営住宅の出入口が狭いわけです。都営住宅のほうにお話ししたところ、改修は無理だと言われて、本人によく説明して、玄関のところに置いておいて利用したらどうかという話をしたケースがありました。２点目は、宿泊研修の際に手配していた昼食の店が、車椅子でも座敷に入れると思ったらしいのですが、行ってみたら車椅子で座敷に上がれなかった。１人だけどうしても車椅子なしでは入れない人がいて、交渉したら畳の上だから駄目だと断られました。結局、本人の希望をかなえるために車椅子から降りて、五、六人で椅子に座らせてテーブルで食事をしたと。社会的にそういう問題が広まって、少しは考えていただけるようになるといいなあとは思っております。 |
| 委員 | 私の場合、精神ということではないのですが、私の家族、長男が１種１級の身体障害があります。精神障害もあります。知的障害もあります。お風呂が大好きでして温泉に入りたがりますが、車椅子の人が入りにくいです。先ほどの資料３の事例の場合、私は合理的配慮をするべきだと思います。２００万円程で５年は使えるようなリフトがつけられるので、私が裁判官だったらつけてくださいと言いたいと思います。やはり楽しむという意味の日本の文化である温泉的に考えるならば、車椅子の人も日本人であるので楽しめるように配慮していただくのが正しいかなと私は思います。 |
| 中村副会長 | 今、お話を伺っていて幾つか分かったのは、普及啓発の必要性、これは事業者も含めてです。先ほど小学生の学校にプレゼンに行かれるというお話もありましたが、それ以外にも事業者の方々に差別解消法の考え方をお示しできるような啓発活動をできたらいいのかなというのが１点と、あと品川区の特殊性というのは何かあればいいかなと。品川区にはこういう施設があってとか、こういう対応ができてとか、品川区の特殊性の部分も広報できたらいいかなと思います。それからもう一つ、最後に皆さんが紛争になる前の相談窓口としてこの協議会が機能できたらいいなと思っていました。やはり訴訟を提起するというのは非常に困難だし、大変だし、心理的負担もあると思います。その実として、そこまでやったにもかかわらず、申し立てた側に有利な結論が出るとは限りません。そうすると、どうしても躊躇してしまう。やっぱりハードルが高いのだろうなというのは、実務を担当していても思います。そこで、その一つ前、紛争になりかける、もしくは紛争に発展しつつあるような事案をこの協議会で共有でき、それに対してこういう対策ができるのではないかということを皆さんのお知恵を拝借しながら検討していく。そういうような機能が、この品川区の協議会で持てたら理想的かなとお話を聞いていて思いました。 |
| 事務局 | ありがとうございました。  本当にこの場を通して皆さんとの共通理解、共通認識を深めていければと思っております。最後ちょっと時間も迫ってはいますが、お二方ほど御意見あれば頂戴したいなと思います。 |
| 委員 | よく悩むことが、通訳派遣を依頼してくる方がいろいろいらっしゃる中で、普及啓発事案として事業所で負担していただくということをお伝えするのですが、そこでやっぱり出せる、出せないというところがあったりとか、いろいろな考えを事業者のほうからお聞きすることがありました。私たちの判断で正しかったのかというのを悩むことがあるので、そういったものを出していけるといいなと今聞いていて思ったところです。 |
| 委員 | 様々な障害をお持ちの方に携わる者としては、やはり何々すべきとか、仕方ないということで片づけるのではなくて、その障害を持っている方の生活を知るということ、それからお互いのことを知るということをし続けるということが大切なのかなと思いました。今、私たちは個別避難計画というものも立てておりまして、結構いろいろな問合せを御家族からいただきます。御意見もいただきます。災害時に備えた合理的配慮なんかの準備なんかも、この場で全部ということは難しいと思いますけれども、何かきっかけにできるのかなと思っております。 |

**４．今後の障害者差別解消支援地域協議会の進め方について**

|  |  |
| --- | --- |
| 近藤会長 | 区民の皆様から、こんな事例があったと上げていただける仕組みをつくりたいと思っています。啓発だったりとか関係者への働きかけだったりとか、いろいろな形で協議会としてできることを進めていきたいと思っております。まず次回にかけては少し長めに協議の時間を取らせていただくことと、事例の吸い上げ方法の部分を提案させていただけるような形で進めていきたいと思っております。引き続きどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。 |
| 事務局 | 本日、皆様からいただいた御意見、御要望も含めまして、次回以降は具体的な事例を基に協議会をさらに進めて、整理してまいりたいと考えております。 |